

令和元年 第8回 時津町教育委員会の会議				
招集年月日	令和元年6月12日(水)			
招集の場所	時津町役場本庁舎5階第2会議室			
開・閉議日 時及び宣言	開 議	令和元年6月12日(水)午後1時30分		
	閉 議	令和元年6月12日(水)午後2時10分		
出欠委員の氏名 出席 4名 欠席 1名	職 名	氏 名	出 席	欠 席
	教育長職務代理者	綿谷 章		○
	委 員	宮原 克也	○	
	委 員	吉田三知子	○	
	委 員	天田 明香	○	
	教育長	相川 節子	○	
事務局出席者	教育次長	松園 喜秀	社会教育課長	蒔添 浩明
	学校教育課長	岡 由紀子	教育総務課長	栗山 浩毅
			教育総務課長補佐	中村 智樹
備 考				

会 議 日 程

開会・開議

日程第1 会議録の承認について（第5回及び第6回）

日程第2 教育長報告

日程第3 報告第4号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

日程第4 議案第32号 時津町教育委員会一般職の臨時職員等の勤務条件に関する規則等を廃止する規則

議案第33号 時津公民館の管理人の当直勤務等に関する規程等を廃止する規程

議案第34号 時津町保育サポーター設置要綱等を廃止する告示について

議案第35号 時津町教育委員会決裁規程の一部を改正する規程

閉議・閉会

○ 相川教育長

ただいまの出席委員は4名です。定足数に達しており、委員会は成立しておりますので、令和元年第8回時津町教育委員会の会議を開会いたします。

日程第1 会議録の承認について（第5回及び6回）

○ 相川教育長

日程第1 平成31年第5回及び令和元年第6回の会議録の承認を求めることについての件を議題とします。

会議録につきましては、事前に皆さまのお手元に送付してありますので、直ちに質疑に入りたいと思います。会議録の内容につきまして、ご質問ありませんか。

無いようですので、平成31年第5回及び令和元年第6回の会議録を承認することにご異議ありませんか。

（「はい」の声あり）

異議なしと認めます。従いまして、平成31年第5回及び令和元年第6回の会議録を承認することに決しました。

日程第2 教育長報告

○ 相川教育長

続きまして、日程第2 教育長報告を行います。

令和元年5月15日から令和元年6月11日までの行事等への参加について、ご報告いたします。

（別紙教育長報告に基づいて報告）

ただ今の報告について、ご質問ありませんでしょうか。

○ 宮原教育委員

お尋ねですが、5月30日に西彼農協から贈呈いただいた学童傘とはどういったものですか。

○ 相川教育長

黄色い傘で、開くと前が見えるよう一角が透明になっている小学1年用の傘です。

○ 宮原教育委員

何本いただいたのですか。

○ 相川教育長
小学校4校の1年生全員分を、いただきました。

○ 宮原教育委員
わかりました。

○ 相川教育長
他にありませんでしょうか。

ご質問は、無いようですので、これで教育長報告を終了します。

日程第3 報告第4号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

○ 相川教育長
続きまして、日程第3 報告第4号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学についてです。

お諮りします。本案は、秘密会で議事進行を諮りたいと思いますが、よろしいでしょうか。
（「はい」の声あり）

では、本案は、秘密会で議事進行することに決しました。

【秘密会のため本会は非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。
よろしいでしょうか。
（「はい」の声あり）

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第4 議案第32号 時津町教育委員会一般職の臨時職員等の勤務条件に関する規則等を廃止する規則

議案第33号 時津公民館の管理人の当直勤務等に関する規程等を廃止する規程

議案第34号 時津町保育サポーター設置要綱等を廃止する告示について

議案第35号 時津町教育委員会決裁規程の一部を改正する規程

○ 相川教育長

続きまして、日程第4議案の審議を行います。議案第32号 時津町教育委員会一般職の臨時職員等の勤務条件に関する規則等を廃止する規則、議案第33号 時津公民館の管理人の当直勤務等に関する規程等を廃止する規程、議案第34号 時津町保育サポーター設置要綱等を廃止する告示について、議案第35号 時津町教育委員会決裁規程の一部を改正する規程については、それぞれ関連がありますので、一括議題として審議いたしますがよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、議案第32号から議案第35号までを一括議題として審議いたします。
本件につきまして事務局の説明をお願いします。

○ 栗山教育総務課長

議案第32号 時津町教育委員会一般職の臨時職員等の勤務条件に関する規則等を廃止する規則について、ご説明いたします。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行され、新たに「会計年度任用職員」という職員の任用に関する制度が導入されることに伴い、教育委員会で定めた現行の臨時・非常勤職員に関する規則を廃止しようとするものでございます。

今回の法改正により、一般職の非常勤職員として任用していた職員につきましては、「会計年度任用職員」に移行することになり、また、臨時職員につきましては、一時的に欠員が生じた場合など、ごく限られた場合にのみ任用することができる職種に改められます。

これまで臨時・非常勤職員の給与や勤務条件などについては、教育委員会において、「時津町教育委員会一般職の臨時職員等の勤務条件に関する規則」を制定し運用しておりましたが、今回の改正を受け、来年4月1日以降、当該規則において定められていたもののうち給与、勤務条件等主要な事項については、別途、町長部局において定める条例、規則等において規定されるようになります。また、各職の具体的な勤務内容など詳細な事項につきましては、今後、町長部局と協議のうえ、適宜の方法により明示することとしております。

従いまして、本案におきましては、同日以後、不要となる「時津町教育委員会一般職の臨時職員等の勤務条件に関する規則」を廃止いたしますほか、当該規則を制定の根拠とする他の規則3本、「時津町社会教育指導員の設置及び勤務条件等に関する規則」「時津公民館長の設置及び勤務条件等に関する規則」「時津町B&G海洋センター所長の設置及び勤務条件等に関する規則」についても同様に廃止するものでございます。

なお、本規則の施行日は、令和2年4月1日としております。

以上が、議案第32号の説明となります。

次に、議案第33号 時津公民館の管理人の当直勤務等に関する規程等を廃止する規程について、ご説明いたします。

本案は、議案第32号と同様、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う、会計年度任用職員の制度導入に関し、町長部局において統一的な条例、規則等が制定されることになったことなどから、令和2年4月以降不要となる規程の廃止を行うものです。

本案においては、「時津公民館の管理人の当直勤務等に関する規程」及び「時津町B&G海洋センターの管理人の当直勤務等に関する規程」の2本を廃止いたします。

これらの規則で規定されておりました事項につきましては、来年4月以降は、今後、町長部局と協議のうえ、適宜の方法により明示することとしております。

また、本規程の施行日は、令和2年4月1日としております。

以上で、議案第33号の説明を終わります。

次に議案第34号 時津町保育サポーター設置要綱等を廃止する告示について、ご説明いたします。

本案は、議案第32号及び議案第33号と同様、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う、会計年度任用職員の制度導入に関し、町長部局において統一的な条例、規則等が制定されることになったことから、令和2年4月以降不要となる要綱の廃止を行うものです。

本案においては、「時津町保育サポーター設置要綱」「時津町立小中学校教育支援員の設置及び勤務条件等に関する要綱」「時津町学校教育相談員要綱」「時津町ICT支援員に関する要綱」「時津町英語指導助手に関する要綱」「時津町教育支援センター指導員に関する要綱」の6本の要綱を廃止いたします。

これらの要綱で規定されておりました事項につきましては、来年4月以降は、今後、町長部局と協議のうえ、適宜の方法により明示することとしております。

本告示の適用日は、令和2年4月1日としております。

以上で、議案第34号の説明を終わります。

次に、議案第35号 時津町教育委員会決裁規程の一部を改正する規程について、ご説明いたします。

本案は、議案第32～34号と同様、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う、会計年度任用職員の制度導入に関し、関連する規程について、文言の整理等を行うものです。

規程中、「臨時職員等」とある箇所の文言を「会計年度任用職員」に改めたほか、各種休暇の承認について、会計年度任用職員をそれ以外の職員に分けて区分し、会計年度任用職員の休暇については、次長又は課長において承認するよう改めております。

詳しくは、資料の改正案と現行の対照表をご覧ください。わかりやすいと思います。

本規程の施行日については、令和2年4月1日としております。

以上で、議案第35号の説明を終わります。

議案第32号から議案第35号につきまして、ご審議をお願いいたします。

○ 相川教育長

本案の説明について、ご質問ございませんでしょうか。

○ 吉田教育委員

「廃止する」とは、教育支援員、英語指導助手等を無くすというのですか。それとも名称が変わるということですか。

○ 栗山教育総務課長

支援員等を無くすのではなく、支援員等の勤務条件、給与等について定める規則等を廃止するという事です。

○ 吉田教育委員

これがこう変わるということが、わからないのですか。

○ 栗山教育総務課長

町長部局で、令和2年4月1日の施行として準備中であり、教育委員会としても、今から町長部局と相談・協議が必要となって来るものと思います。

○ 天田教育委員

臨時職員が、会計年度任用職員に代わるということですか。

○ 栗山教育総務課長

臨時職員と会計年度任用職員は別もので、臨時職員につきましては、各自治体での取り扱いが規定等明確でなくばらばらの状況でした。今回、国が規程等で臨時職員や会計年度任用職員等を定めております。

○ 吉田教育委員

今までいろいろとの仕事をされてた方が、会計年度任用職員ということになるのですか。

○ 栗山教育総務課長

ほとんどの方が、会計年度任用職員となります。例えば各課で雇用しているパート職員が会計年度任用職員となります。

○ 吉田教育委員

そういった方が、1年となるのですね。

○ 栗山教育総務課長

雇用期間が1会計年度内の1年で雇用となります。

○ 吉田教育委員

会計年度任用職員となることで、その方たちは働きやすくなりますか。

○ 栗山教育総務課長

働きやすさというよりは、統一された規則等が設けられることで、雇用について明確になるものと思われます。

○ 吉田教育委員

規則等が設けられることによって、時津町においても規則どおり行われるということですか。

○ 栗山教育総務課長

はい、規則等に従った雇用が行われることとなります。また、採用等についてもルール化されることとなります。

○ 吉田教育委員

長く雇用されたら、正職員になるということはないのですか。

○ 中村課長補佐

そういったことはありません。規則を設けて、任期を明示する等明確な雇用ができるものと思います。本来、国が定める臨時職員とは、災害時や職員が不足した等特例の場合にしか臨時職員を採用することができない職のことで。

○ 相川教育長

社会教育指導員はどうなりますか。

○ 中村課長補佐

社会教育指導員は、一般職の非常勤職員ですので、会計年度任用職員に移行されるものと思われる。

○ 栗山教育総務課長

会計年度任用職員に移行されるものと思われますが、詳細については、今から総務部局と協議していくこととなります。

○ 相川教育長

その方が良かったら、働き続けることもできるのですか。

○ 中村課長補佐

年度ごとに能力を検証したうえで、更新をかけてもいくものになると思います。

○ 相川教育長

更新更新で、正職員の定年を迎える年齢まで働き続けることが認められるのですか。

○ 吉田教育委員

他の自治体で、急に辞めてくれと言われたとのことで訴えられた事例があったようですが、そういうことにはならないのですか。

○ 中村課長補佐

そういったことにならないように、年度ごとに能力の検証のもとに、選考するという手続きを踏んでいくこととなります。

○ 松園教育次長

最初から4月1日から3月31日までとの雇用通知を送っているわけですから、その後は規則等踏まえたうえで、次の雇用手続きを行っていくこととなります。

○ 相川教育長

更新の回数期限や定年等はないのですか。

○ 中村課長補佐

非常勤職員は、定年を設けてはいけないこととなっています。

○ 相川教育長

他にありませんか。

無いようですので、質疑を終了し採決をとります。

ただ今の議案第32号から第35号につきましては、原案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ご異議なしと認めます。

議案第32号、第33号、第34号、第35号についての件は、原案のとおり可決されました。

○ 相川教育長

以上で本日の日程は全て終了しました。

これもちまして、令和元年第8回時津町教育委員会会議を閉会します。